

八王子市入札監理評議会開催要綱

(開催)

第1条 本市における適正な入札及び契約事務を執行するに当たり、第三者の監視を仰ぐとともに、専門的な見地から意見又は助言を求めることにより、入札及び契約事務の公正の確保と透明性の向上を図るため、八王子市入札監理評議会（以下「監理評議会」という。）を開催する。

2 監理評議会の開催期間は、令和9年（2027年）3月31日までとする。

(意見を求める事項)

第2条 監理評議会の評議員は、次に掲げる事項について、市に意見又は助言を述べるものとする。

- (1) 八王子市公正入札調査委員会から依頼のあった入札事案等の公正性などに関すること。
- (2) 本市が発注した工事及び委託の入札及び契約事務の運用状況に関すること。
- (3) 本市が発注した工事及び委託の契約のうち、評議員が抽出した次の事項に関すること。

ア 一般競争入札参加資格の設定理由及び経緯

イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯

ウ 随意契約とした理由

- (4) その他必要と認められること。

(評議員)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、監理評議会への参加を求めるものとする。

- (1) 弁護士の資格を有する者 1人
- (2) 公認会計士又は税理士の資格を有する者 1人
- (3) 学識経験を有する者 1人

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して監理評議会への参加を求めるものとする。

3 市長は、意見又は助言を求める会議に、次の事項が含まれる場合、当該評議員を参加させないものとする。

- (1) 評議員の自己又は3親等以内の親族の利害に関する事項
- (2) その他評議員の利害に関する事項

(運営)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、監理評議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 監理評議会の評議員は、会議において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。監理評議会に参加しなくなった後も同様とする。

(庶務)

第6条 監理評議会の庶務は、契約資産部契約課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、監理評議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和9年（2027年）3月31日に廃止する。